高松市防災士育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災士の資格を取得し、市内の地域コミュニティ協議会等で活動した者に高松市防災士育成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「防災士」とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、 地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、 そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本 防災士機構(以下「防災士機構」という。)の認証登録を受けた者をいう。
- 2 この要綱において「防災士研修センター等」とは、防災士機構が認定した研修 機関で、かつ、防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座(以 下「講座」という。)を行う機関をいう。
- 3 この要綱において「地域コミュニティ協議会等」とは、地域コミュニティ協議会及び災害時においてボランティア活動を行うなど災害対応に携わることを主な活動とする営利を目的としない団体をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市に住所を有する者であって、次の各 号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 講座を受講し、防災士の資格を取得した者(講座の受講を免除されている者を含む。)
 - (2) 防災士の資格を取得した後、防災リーダー(地域において率先して防災に 関する行動を実践する者をいう。)として市内の地域コミュニティ協議会等で活動(以下「防災活動」という。)をした実績のある者
 - (3) 防災士の資格を取得した旨の情報を市長が市内の地域コミュニティ協議会 に提供することに同意する者
 - (4) 防災士の資格取得に関し他の助成制度による財政的支援を受けていない者 又は受ける予定でない者

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるもの(防災士機構による防災 士認証登録を受けた年度又はその前年度に支払ったものに限る。)とする。
 - (1) 講座(教育課程の一環として実施されるものを除く。)の受講料
 - (2) 防災士資格取得試験受験料

(3) 防災士認証登録料

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、18,000円 を限度とする。
- 2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、防災士機構による防災士認証登録を 受けた年度の翌年度の9月30日までに高松市防災士育成事業補助金交付申請書 (様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 防災士機構が発行する防災士認証状の写し
 - (2) 第4条各号に掲げる経費を支払ったことが確認できる書類
 - (3) 誓約書(様式第2号)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と 認めたときは、高松市防災士育成事業補助金交付決定通知書(様式第3号)によ り当該申請をした者に通知するものとする。

(防災活動の中止)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、防災活動を中止しようとするときは、高 松市防災士育成事業中止申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受け なければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、防災活動をしたことについて地域コミュニティ協議会等の確認を得た上で、高松市防災士育成事業実績報告書(様式第5号)を当該年度の2月20日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは、高松市防災士育成事業補助金額確定通知書(様式第6号) により通知し、補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付決定を受けた者は、補助金等の交付を受けようとするときは、所 定の請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び補助金等の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるものを除くほか、市長の指示に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その 取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその 返還を命ずるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第12条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び市が実施する 防災に関する施策に協力しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年3月25日から施行する。
- 2 改正後の高松市防災士育成事業補助金交付要綱の規定は、平成24年10月1 日以後に講座を受講した者に適用する。

附則

この要綱は、平成26年8月25日から施行する。

附目

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する防災士機構による防災士認証登録を受けた年度が令和3年度 である場合に限り、同条中「又はその前年度」とあるのは、「前2年度以内」と読 み替えるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する防災士機構による防災士認証登録を受けた年度が令和4年度 である場合に限り、同条中「又はその前年度」とあるのは、「前3年度以内」と読 み替えるものとする。

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住 所 氏 名

高松市防災士育成事業補助金交付申請書

このことについて、高松市防災士育成事業補助金の交付を受けたいので、高松市 防災士育成事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり 申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 防災士資格取得年月日(防災士認証状に記された年月日)年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 防災士機構が発行する防災士認証状の写し
 - (2) 高松市防災士育成事業補助金交付要綱第4条各号に掲げる経費を支払った ことが確認できる書類
 - (3) 誓約書(様式第2号)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

(宛先) 高松市長

 住
 所

 氏
 名

 電話番号

誓 約 書

高松市防災士育成事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき補助金の交付申請をするに当たり、要綱第3条の補助対象者の条件を確認し、要綱の趣旨に則り防災リーダーとして活動します。また、次に掲げる情報を地域コミュニティ協議会に提供することについて、同意します。

地域コミュニティ協議会へ提供する情報の内容

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 電話番号

 第
 号

 年
 月

 日

様

高松市長

高松市防災士育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市防災士育成事業補助金について、 次のとおり交付することを決定したので、高松市防災士育成事業補助金交付要綱第 7条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付条件
- (1) 防災活動を中止しようとするときは、高松 市防災士育成事業中止申請書(様式第4号) を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 防災活動をしたことについて地域コミュニティ協議会等の確認を得た上で、高松市防災士育成事業実績報告書(様式第5号)を当該年度の2月20日までに市長に提出すること。

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住 所 氏 名

高松市防災士育成事業中止申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定のあった 高松市防災士育成事業について、次のとおり防災活動を中止したいので高松市防災 士育成事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

- 1 中止の理由
- 2 中止年月日 年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住 所 氏 名

高松市防災士育成事業実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定のあった高松市 防災士育成事業について、高松市防災士育成事業補助金交付要綱第9条の規定によ り、関係書類を添えて次のとおり実績報告します。

1	補助金の交付決定額	<u>&</u>	<u>円</u>
2	防災活動の内容		
	上記の防災活動の内容について	で確認しました。	
	地域コミュニティ協議会等	確認欄	
	名称		
	代表者名		

 第
 号

 年
 月

 日

様

高松市長

高松市防災士育成事業補助金額確定通知書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定のあった高松 市防災士育成事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、高松市防災士 育成事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1	補助金の額	金	円	